

水素モビリティ普及促進事業費補助金（車両導入・燃料費価格差支援事業）交付要領

（目的）

第1条 水素モビリティ普及促進事業費補助金（車両導入・燃料費価格差支援事業）（以下、「補助金」という。）は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、水素モビリティの導入を進める県内事業者を支援することにより、県内における水素の普及・利活用の促進を図ることを目的とする。

（通則）

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要領における用語は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「水素モビリティ」とは、別表1に掲げるとおりとする。
- （2）「旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イからハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者及びこれらに準ずる者として知事が認めた者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- （3）「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（令和元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（令和元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営営する者及びこれらに準ずる者として知事が認めた者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- （4）「自動車リース事業者」とは、商用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- （5）「水素燃料」とは、水素ステーションにおいて、水素モビリティの車載タンクに充填する水素をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）車両導入支援においては、水素モビリティを導入する者のうち別表2に掲げる要件を満たす者
- （2）燃料費価格差支援においては、水素燃料を購入する者のうち別表2に掲げる要件を満たす者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表3に掲げる経費で、知事が必要かつ適当と認めるものに対して、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助事業者を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容若しくはこれに付された条件に不服がある、又は補助事業を実施しないことにする等の理由により、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から15日以内に補助金交付申請取下届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業の着手日は、補助金の交付対象となる全部または一部の事業に着手した日とし、当該着手日は、交付決定の日以降であるものとする。ただし、やむを得ない事由により交付決定の日より前に事業に着手する必要があるときは、補助金事前着手届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。なお、補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払の完了とする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の区分若しくは合計額を変更しようとする場合には、あらかじめ補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出

し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合
- (2) 各経費区分における補助対象経費が 20%を超えて変更する場合
- (3) 補助対象経費の合計額を 20%以上変更する場合

3 知事は、第 1 項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助金事業遅延等報告書（様式第 6 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 11 条の規定による補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要領、又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (5) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、県（県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町等の他の補助金の交付を受けた場合

2 前項の規定は、第 16 条による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項により交付の決定を取り消したときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに補助金事業進捗状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 15 日を経過した日又は別に定める期日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等の検査を行い、補助金の交付決定の内容（第 10 条による承認を受けている場合は、その承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、補助金財産処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた

補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業完了後の報告等)

第 23 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 24 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 2 4 日から施行する。

(第3条関係) 別表1 車両の定義

車両区分	定義
燃料電池小型トラック	搭載された燃料電池で電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項に基づく自動車検査証の交付を受けた自動車）であって、道路交通法施行規則第2条に規定する準中型自動車に該当する貨物自動車
燃料電池大型トラック	搭載された燃料電池で電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項に基づく自動車検査証の交付を受けた自動車）であって、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車に該当する貨物自動車
水素内燃機関型自動車	水素（圧縮水素等）を燃料として用いる内燃機関を原動機とする貨物自動車であり、燃料電池を原動機とするものではない車両。自動車検査証の記録事項において燃料の種類に水素が記載されていることを要件とする。
燃料電池バス	搭載された燃料電池で電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない車両であって、乗車定員が11人以上の検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項に基づく自動車検査証の交付を受けた自動車）
燃料電池タクシー	搭載された燃料電池で電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない乗用車であって、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー・ハイヤー）の用に供する検査済自動車。自動車検査証の用途が乗用であり、燃料の種類が圧縮水素等の燃料電池車であることを要件とする。

(第4条関係) 別表2 補助対象者

支援区分	定義
車両導入支援	以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 三重県内に本社または事業所がある者。ただし、リース事業者の場合、使用者が三重県内に本社または事業所があるものとする。 (2) 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者あるいは、リース事業者である者。ただし、リース事業者にあたっては、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者に貸渡しする事業者に限る。 (3) 国の「商用車等の電動化促進事業」（以下「国補助金」という。）の交付を受けることが決定している者。

燃料費価格差支援	以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 本補助金の車両導入支援を受けて導入した水素モビリティを運用する者。 (2) 発着地あるいは経由地のいずれかを県内とする走行経路を主として水素モビリティを運用する者。
----------	--

(第5条関係) 別表3 補助金額等

	車両区分	補助対象経費	補助率	補助上限
水素モビリティの導入費用	燃料電池 小型トラック	以下の各号に掲げるものとする。 (1) 車両本体価格から国補助金の額及び助成対象車両と同仕様のディーゼルトラック導入費用を差し引いた額。 (2) リース契約の場合、導入車両のリース料(6年間相当のメンテナンス費込み)から国補助金の額及び助成対象車両と同仕様のディーゼルトラックのリース料(6年間相当メンテナンス費込み)を差し引いた額	2分の1	400万円
	燃料電池 大型トラック			2,250万円
	水素内燃機関型 自動車			610万円
	燃料電池バス	以下の各号に掲げるものとする。 (1) 車両本体価格から国補助金の額を差し引いた額 (2) リース契約の場合、導入車両のリース料(6年間相当のメンテナンス費込み)から国補助金の額を差し引いた額	3分の1	1,800万円
	燃料電池 タクシー			170万円

水素燃料費用	燃料電池 大型トラック	本補助金の車両導入支援を受けて導入した車両に充填した水素燃料代から県内の軽油実勢価格を差し引いた額	2 分の 1	150 万円
	水素内燃機関型 自動車			
	燃料電池 小型トラック			60 万円

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、別に定める場合を除き、補助対象経費から除く。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 交付決定日よりも前に発注又は購入・契約等を実施したものに係る経費、事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費、その他補助事業に直接関わらない経費や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は対象外とする。ただし、第 9 条ただし書きで規定する事前着手届出書（様式第 3 号）を提出した場合は、交付申請後、交付決定日よりも前に着手（発注又は購入・契約等）した事業に要する経費も補助対象経費とすることができる。
- 4 その他補助対象経費に係る必要な事項については、別に定める。